

川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

令和3年9月2日
3川健高事第576号
市長決裁

(通則)

第1条 川崎市（以下「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）について、令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年5月8日付老発0508第5号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、事業者に対し必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、県交付要綱第2条第1項第10号「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」に該当し、かつ川崎市市長が適当と認めた事業とする。

(補助対象経費及び限度額)

第4条 補助対象経費及び1事業所・施設あたりの限度額は、県交付要綱別表5「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の対象経費等」のとおりとする。ただし、介護報酬及び他の県補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としないものとする。なお、同時期に同施設等で複数の感染者や濃厚接触者が発生した場合等、県交付要綱に定められている、特別な事情により基準単価を超える補助が必要であり、県を通じて市と国が個別協議を実施し、国が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せできる事業のうち、国との個別協議の締切日以降に協議の必要が生じたため協議が実施できない事業については、基準単価に必要額を加えた額の範囲内で市長が必要と認める額を補助することができるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額を比較して最も少ない額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 総事業費から、寄附金、その他の収入額を控除した額
 - (2) 前条に定める対象経費の実支出額
 - (3) 前条に定める基準額
- (補助の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に係る書類を添えて、別に定める日までに市長あて提出するものとする。なお、第4条に規定する、国との個別協議の締切日以降に協議の必要が生じたため協議が実施できない事業については、個別協議書(第5号様式)を市長宛てに併せて提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があったときは、その内容について審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否及び補助金額について決定し、交付決定通知書兼額確定通知書(第2号様式)により結果を事業者へ通知するものとする。

(補助条件)

第8条 前条による補助の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 第10条、第16条及び第20条から第24条までの各規定に定める条件
- (2) 前号に掲げる条件のほか、県補助金の交付を受けるにあたり市が事業者あてに付すことと県が定める条件
- (3) その他、市長が必要と認める条件

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、補助事業完了後に市長が適当と認めた場合に交付する。

(補助事業の変更、中止、又は廃止)

第10条 補助金交付事業者は、当該補助金の交付対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、次のいずれかに該当するときは、事業変更・中止・廃止承認申請書(第3号様式)に係る書類を添えて提出し、事業変更・中止・廃止承認決定通知書(第4号様式)によりあらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付事業者に対し補助事業の進捗状況等について、調査し、又は報告を徴することができる。

(補助金交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助金交付事業者又は補助事業が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に従って補助事業を行わなかったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容に適合しないとき。

(5) 法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定による交付すべき補助金の額の確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助金交付事業者が第12条の規定により補助金の交付決定を取り消され、前条の規定によりその返還を命ぜられた場合の加算金の取扱いは、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第16条第1項から第3項までの規定によるものとする。

2 補助金交付事業者が前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合の延滞金の取扱いは、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第16条第4項の規定によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助金交付事業者が、前条の規定による補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の返還又は加算金若しくは延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度額においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(事業実績報告)

第16条 補助金規則第11条に規定する実績報告については、第6条の規程による交付申請書兼実績報告書（第1号様式）で兼ねるものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第17条 市長は、前条の事業実績の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、当該年度内の実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により、補助金交付事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 補助金交付事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、川崎市金銭会計規則（昭和39年4月1日川崎市規則第31号）第82条に規定する請求書を市長に提出するものとする。

(入札又は見積書の徴収)

第19条 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業に係る物品の購入等を行う場合、補助金等交付事業に係る市内中小企業者へ

の優先発注ガイドライン（川崎市財政局令和元年12月）の制度対象外とする。

（財産の処分）

第20条 補助金交付事業者は、補助金の交付を受けた補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械器具等については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（財産処分に伴う収入等の納付）

第21条 市長は、前条の承認を受けて財産処分をすることにより補助金交付事業者が収入があった場合、又は抵当権を実行に移され補助財産が処分される場合には、既に交付した補助金相当額の全部又は一部を川崎市に納付させることができる。

（財産の管理）

第22条 補助金交付事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の管理保管）

第23条 補助金交付事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第24条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（別紙3）により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を川崎市に返還しなければならない。

附 則（令和3年9月2日・3川健高事第576号・市長決裁）

この要綱は、令和3年9月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月18日・3川健高事第1475号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和4年1月9日から適用する。

附 則（令和4年8月7日・4川健高事第644号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和4年8月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月20日・5川健高事第417号・健康福祉局長専決）

この要綱は、令和5年6月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年6月13日・6川健高事第544号・健康福祉局長専決）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月13日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に、改正前の川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定によりされた補助の申請については、改正後の川崎市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第6条の規定によりなされたものとみなす。

3 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧要綱第7条の規定によりされた交付の決定については、新要綱第7条の規定によりなされたものとみなす。

4 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧要綱第16条の規定によりされた事業実績報告については、新要綱第16条の規定によりなされたものとみなす。

5 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧要綱第17条の規定によりされた補助金の額の確定及び通知については、新要綱第17条の規定によりなされたものとみなす。